

取扱注意

No.

# 土木工事標準積算基準書

## (機械編)

平成 28 年 11 月

平成 29 年 5 月 一部改定 (第 1 回)

山 梨 県 県 土 整 備 部

所属	
氏名	

工 種	直接工事費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
	<p>(3) 据付間接費 据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。</p> <p>(イ) 間接工・管理業務者の給料手当及び機械設備据付工の退職金等 据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員（現場代理人を含む）に支払われる基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額、並びに機械設備据付工に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>(ロ) 事務用品費 据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ハ) 交通通信費 据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費</p> <p>(ニ) 会議費 据付工事部門等の会議に要する費用</p> <p>(ホ) 交際費 据付工事部門等の来客等の応対に要する費用</p> <p>(ヘ) 法定福利費 据付工事部門等の従業員に関する労災保険、雇用保険・健康保険及び厚生年金保険の法定の事業主負担額</p> <p>(ト) 福利厚生費 据付工事部門等の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生文化活動等に要する費用</p> <p>(チ) 動力用水光熱費 据付工事部門等の電気、水道、ガス、重油等の燃料に要する費用</p> <p>(リ) 印刷製本費 据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用</p> <p>(ス) 教育訓練費 据付工事部門等の技術養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用</p> <p>(ル) 地代家賃 据付工事部門等の土地、建物等の借地借家に要する費用</p> <p>(ヲ) 保険料 据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用</p> <p>(ワ) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>(カ) 雑費 (イ)から(ワ)までに属さない諸費用</p>	<p>(3) 据付間接費 据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。</p> <p>(イ) 間接工・管理業務者の給料手当及び機械設備据付工の退職金等 据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員（現場代理人を含む）に支払われる基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額、並びに機械設備据付工に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>(ロ) 事務用品費 据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ハ) 交通通信費 据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費</p> <p>(ニ) 会議費 据付工事部門等の会議に要する費用</p> <p>(ホ) 交際費 据付工事部門等の来客等の応対に要する費用</p> <p>(ヘ) 法定福利費 据付工事部門等の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(ト) 福利厚生費 据付工事部門等の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(チ) 動力用水光熱費 据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等の燃料費等に要する費用</p> <p>(リ) 印刷製本費 据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用</p> <p>(ス) 教育訓練費 据付工事部門等の技術養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用</p> <p>(ル) 地代家賃 据付工事部門等の土地、建物等の借地借家に要する費用</p> <p>(ヲ) 保険料 据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用</p> <p>(ワ) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>(カ) 雑費 (イ)から(ワ)までに属さない諸費用</p>	
積算上の注意事項			



工 種	直接工事費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																								
現	行	改	正																								
	<p>3 設計技術費</p> <p>(イ) システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等 製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給付引当金繰入額。</p> <p>(ロ) システム設計に係る管理費等 システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品費、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。</p> <p>(ハ) 設計技術費（システム設計に係る費用）と、製作原価における間接労務費及び工場管理費で計上する製造（製作）設計に係る費用の区分は次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">システム設計に係る費用</th> <th style="width: 45%;">製造（製作）設計に係る費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計料 料 算 費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注設計図書の確認</li> <li>・ 構造設計、細部計画等の立案</li> <li>・ 設計料算書の作成（概算図書等）</li> <li>・ 実施仕様書、全体取扱説明書の作成</li> <li>・ 設計に関する打合せ資料の作成</li> <li>・ 機器単体の注文仕様書の作成</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等の資料作成</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定仕様に基づく製作品の設計及び検討</li> <li>・ 製作品の強度計算等の作成</li> <li>・ 製作品の詳細数量等の作成</li> <li>・ 製作品に紐付材料・部品の注文仕様書の作成</li> <li>・ 締結部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設計 図 面 関 係</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等）</li> <li>・ フロアシート</li> <li>・ システムシーケンス図の作成</li> <li>・ 機器単体の注文図面の作成</li> <li>・ 附付工事図面（基礎図、配管配線図等）</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場で製作するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面）</li> <li>・ 製作品に紐付部品等の注文図書の作成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">設計技術費で計上</td> <td style="text-align: center;">間接労務費・工場管理費で計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 一般管理費等</p> <p>一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般管理費 施工に当る企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。</p> <p>(イ) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬</p> <p>(ロ) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(ハ) 退職金 退職給付引当金繰入額並びに退職給付引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(ニ) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ホ) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(ヘ) 通信交通費 通信、交通費及び旅費</p> <p>(ト) 交際費 本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用</p> <p style="text-align: center;">IX-1-10</p>		システム設計に係る費用	製造（製作）設計に係る費用	設計料 料 算 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注設計図書の確認</li> <li>・ 構造設計、細部計画等の立案</li> <li>・ 設計料算書の作成（概算図書等）</li> <li>・ 実施仕様書、全体取扱説明書の作成</li> <li>・ 設計に関する打合せ資料の作成</li> <li>・ 機器単体の注文仕様書の作成</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等の資料作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定仕様に基づく製作品の設計及び検討</li> <li>・ 製作品の強度計算等の作成</li> <li>・ 製作品の詳細数量等の作成</li> <li>・ 製作品に紐付材料・部品の注文仕様書の作成</li> <li>・ 締結部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul>	設計 図 面 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等）</li> <li>・ フロアシート</li> <li>・ システムシーケンス図の作成</li> <li>・ 機器単体の注文図面の作成</li> <li>・ 附付工事図面（基礎図、配管配線図等）</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場で製作するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面）</li> <li>・ 製作品に紐付部品等の注文図書の作成</li> </ul>		設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上	<p>3 設計技術費</p> <p>(イ) システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等 製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給付引当金繰入額。</p> <p>(ロ) システム設計に係る管理費等 システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品費、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。</p> <p>(ハ) 設計技術費（システム設計に係る費用）と、製作原価における間接労務費及び工場管理費で計上する製造（製作）設計に係る費用の区分は次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">システム設計に係る費用</th> <th style="width: 45%;">製造（製作）設計に係る費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計料 料 算 費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注設計図書の確認</li> <li>・ 構造設計、細部計画等の立案</li> <li>・ 設計料算書の作成（概算図書等）</li> <li>・ 実施仕様書、全体取扱説明書の作成</li> <li>・ 設計に関する打合せ資料の作成</li> <li>・ 機器単体の注文仕様書の作成</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等の資料作成</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定仕様に基づく製作品の設計及び検討</li> <li>・ 製作品の強度計算等の作成</li> <li>・ 製作品の詳細数量等の作成</li> <li>・ 製作品に紐付材料・部品の注文仕様書の作成</li> <li>・ 締結部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設計 図 面 関 係</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等）</li> <li>・ フロアシート</li> <li>・ システムシーケンス図の作成</li> <li>・ 機器単体の注文図面の作成</li> <li>・ 附付工事図面（基礎図、配管配線図等）</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場で製作するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面）</li> <li>・ 製作品に紐付部品等の注文図書の作成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">設計技術費で計上</td> <td style="text-align: center;">間接労務費・工場管理費で計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 一般管理費等</p> <p>一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般管理費 施工に当る企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。</p> <p>(イ) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）</p> <p>(ロ) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(ハ) 退職金 退職給付引当金繰入額並びに退職給付引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(ニ) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ホ) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(ヘ) 通信交通費 通信、交通費及び旅費</p> <p>(ト) 交際費 本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用</p> <p style="text-align: center;">IX-1-10</p>		システム設計に係る費用	製造（製作）設計に係る費用	設計料 料 算 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注設計図書の確認</li> <li>・ 構造設計、細部計画等の立案</li> <li>・ 設計料算書の作成（概算図書等）</li> <li>・ 実施仕様書、全体取扱説明書の作成</li> <li>・ 設計に関する打合せ資料の作成</li> <li>・ 機器単体の注文仕様書の作成</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等の資料作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定仕様に基づく製作品の設計及び検討</li> <li>・ 製作品の強度計算等の作成</li> <li>・ 製作品の詳細数量等の作成</li> <li>・ 製作品に紐付材料・部品の注文仕様書の作成</li> <li>・ 締結部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul>	設計 図 面 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等）</li> <li>・ フロアシート</li> <li>・ システムシーケンス図の作成</li> <li>・ 機器単体の注文図面の作成</li> <li>・ 附付工事図面（基礎図、配管配線図等）</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場で製作するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面）</li> <li>・ 製作品に紐付部品等の注文図書の作成</li> </ul>		設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上	
	システム設計に係る費用	製造（製作）設計に係る費用																									
設計料 料 算 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注設計図書の確認</li> <li>・ 構造設計、細部計画等の立案</li> <li>・ 設計料算書の作成（概算図書等）</li> <li>・ 実施仕様書、全体取扱説明書の作成</li> <li>・ 設計に関する打合せ資料の作成</li> <li>・ 機器単体の注文仕様書の作成</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等の資料作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定仕様に基づく製作品の設計及び検討</li> <li>・ 製作品の強度計算等の作成</li> <li>・ 製作品の詳細数量等の作成</li> <li>・ 製作品に紐付材料・部品の注文仕様書の作成</li> <li>・ 締結部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul>																									
設計 図 面 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等）</li> <li>・ フロアシート</li> <li>・ システムシーケンス図の作成</li> <li>・ 機器単体の注文図面の作成</li> <li>・ 附付工事図面（基礎図、配管配線図等）</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場で製作するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面）</li> <li>・ 製作品に紐付部品等の注文図書の作成</li> </ul>																									
	設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上																									
	システム設計に係る費用	製造（製作）設計に係る費用																									
設計料 料 算 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注設計図書の確認</li> <li>・ 構造設計、細部計画等の立案</li> <li>・ 設計料算書の作成（概算図書等）</li> <li>・ 実施仕様書、全体取扱説明書の作成</li> <li>・ 設計に関する打合せ資料の作成</li> <li>・ 機器単体の注文仕様書の作成</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等の資料作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定仕様に基づく製作品の設計及び検討</li> <li>・ 製作品の強度計算等の作成</li> <li>・ 製作品の詳細数量等の作成</li> <li>・ 製作品に紐付材料・部品の注文仕様書の作成</li> <li>・ 締結部品の製作に必要な材料手配資料の作成</li> </ul>																									
設計 図 面 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等）</li> <li>・ フロアシート</li> <li>・ システムシーケンス図の作成</li> <li>・ 機器単体の注文図面の作成</li> <li>・ 附付工事図面（基礎図、配管配線図等）</li> <li>・ 施工等（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場で製作するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面）</li> <li>・ 製作品に紐付部品等の注文図書の作成</li> </ul>																									
	設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上																									
積算上の注意事項																											

工 種	直接工事費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改	正
<p>(チ) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(リ) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(ヌ) 動力・用永光熱費 電力、水道、ガス、薪炭等の費用</p> <p>(ル) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(ロ) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(ワ) 寄付金</p> <p>(カ) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(コ) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(タ) 地代家賃 事務所、寮・住宅等の借地借家料</p> <p>(レ) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(ノ) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(ヅ) 減価償却費 建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額</p> <p>(ネ) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(ナ) 雑費 電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p> <p>(2) 付加利益 施工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。</p> <p>(イ) 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p>(ロ) 株主配当金</p> <p>(ハ) 役員賞与金</p> <p>(ニ) 内部留保金</p> <p>(ホ) 支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>5 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。</p> <p style="text-align: center;">IX-1-11</p>	<p>(チ) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(リ) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(ヌ) 動力・用永光熱費 電力、水道、ガス、薪炭等の費用</p> <p>(ル) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(ロ) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(ワ) 寄付金</p> <p>(カ) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(コ) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(タ) 地代家賃 事務所、寮・住宅等の借地借家料</p> <p>(レ) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(ノ) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(ヅ) 減価償却費 建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額</p> <p>(ネ) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(ナ) 雑費 電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p> <p>(2) 付加利益 施工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。</p> <p>(イ) 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p>(ロ) 株主配当金</p> <p>(ハ) 役員賞与(損金算入分を除く)</p> <p>(ニ) 内部留保金</p> <p>(ホ) 支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>5 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。</p> <p style="text-align: center;">IX-1-11</p>	<p style="text-align: center;">→</p>	
積算上の注意事項			

工 種	直接工事費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考	
現	行	改	正	
	<p>⑤ 請負工事費の積算</p> <p>1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1-1 直接製作費</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等では実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。</p> <p>(ハ) 単価は、次のとおりとする。</p> <p>a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料)×(1+材料割増率) - (スクラップ単価×材料割増率×0.7)」により算定するものとする。</p> <p>b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じて加算するものとする。</p> <p>c 材料割増率は、表-1・1によるものとする。</p> <p>d スクラップ単価は原則として、表-1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を適用する。</p> <p>e 鋳造品のベース価格は、鋳造し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳造し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。</p> <p>f 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。</p> <p>(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。 (補助材料の内訳) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。</p> <p>(2) 機器単体費</p> <p>1) 機器単体費の積算は、(所要量)×(単価)とする。</p> <p>2) 所要量の算定は積上げによるものとする。</p> <p>(3) 労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。</p> <p>2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>1) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。 ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">IX-1-12</p>	→	<p>⑤ 請負工事費の積算</p> <p>1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1-1 直接製作費</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等では実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。</p> <p>(ハ) 単価は、次のとおりとする。</p> <p>a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料)×(1+材料割増率) - (スクラップ単価×材料割増率×0.7)」により算定するものとする。</p> <p>b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じて加算するものとする。</p> <p>c 材料割増率は、表-1・1によるものとする。</p> <p>d スクラップ単価は原則として、表-1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を適用する。</p> <p>e 鋳造品のベース価格は、鋳造し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳造し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。</p> <p>f 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。</p> <p>(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。 (補助材料の内訳) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。</p> <p>(2) 機器単体費</p> <p>1) 機器単体費の積算は、(所要量)×(単価)とする。</p> <p>2) 所要量の算定は積上げによるものとする。</p> <p>(3) 労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。</p> <p>2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>1) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。 ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">IX-1-12</p>	
積算上の注意事項				

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																							
現	行	改	正																																							
	<p>2-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>(イ) 共通仮設費の積算は、(共通仮設費対象額) × (共通仮設費率) + (積上げによる費用) とする。</p> <p>(ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。</p> <p>(ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。</p> <p>(ニ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。</p> <p>(ホ) 共通仮設費率は、表-1・6によるものとする。</p> <p>(ヘ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</p> <p>なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>(ト) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>a 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、表-1・6の共通仮設費率に、次表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市 街 地： <ul style="list-style-type: none"> <li>施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。</li> <li>DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/㎢以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。</li> </ul> </li> <li>・山間僻地及び離島： <ul style="list-style-type: none"> <li>施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</li> </ul> </li> <li>・地 方 部： <ul style="list-style-type: none"> <li>施工地域が上記以外の地区をいう。</li> </ul> </li> </ul> <p>2 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合</li> <li>② 施工場所において、地下埋設物の影響を受ける場合</li> <li>③ 施工場所において、50m以内に入家等が連なっている場合</li> </ol> <p>b 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p>	施工地域・工事場所区分	補正値 (%)	市 街 地	2.0	山 間 僻 地 及 び 離 島	1.0	地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>2-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>(イ) 共通仮設費の積算は、(共通仮設費対象額) × (共通仮設費率) + (積上げによる費用) とする。</p> <p>(ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」 「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。</p> <p>(ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。</p> <p>(ニ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。</p> <p>(ホ) 共通仮設費率は、表-1・6によるものとする。</p> <p>(ヘ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</p> <p>なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>(ト) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-1・6の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">地域補正の適用</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量が 5,000 辆/日以上のある車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>一般交通影響有り (1)以外の車道において、規制を行う場合。【常時全面通行止めの場合を含む。】</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地 (山間僻地)</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の適用条件に該当しない場合は補正しない。</p> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市 街 地： <ul style="list-style-type: none"> <li>施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。</li> <li>なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/㎢以上でその全体が 5,000人以上となっている地域をいう。</li> </ul> </li> </ul> <p>b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従って決定するものとする。</p> <p>c その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	地域補正の適用			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注 1)	2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量が 5,000 辆/日以上のある車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注 1)	一般交通影響有り (1)以外の車道において、規制を行う場合。【常時全面通行止めの場合を含む。】	1.2	2	市街地 (山間僻地)	全ての工種 (注 1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種 (注 1)	人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	
施工地域・工事場所区分	補正値 (%)																																									
市 街 地	2.0																																									
山 間 僻 地 及 び 離 島	1.0																																									
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																								
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																								
地域補正の適用			補正係数	適用優先																																						
施工地域区分	工種区分	対象																																								
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注 1)	2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量が 5,000 辆/日以上のある車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																																						
一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注 1)	一般交通影響有り (1)以外の車道において、規制を行う場合。【常時全面通行止めの場合を含む。】	1.2	2																																						
市街地 (山間僻地)	全ての工種 (注 1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																						
山間僻地及び離島	全ての工種 (注 1)	人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																																						
積算上の注意事項																																										



工 種	直接工事費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改	正
	<p>1) 運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>a 建設機械の自走による運搬(トラッククレーンラチスジ型25t吊及び油圧伸縮ジブ型80t以上は、積み上げるものとする。)</p> <p>b 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む。)</p> <p>c 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。</p> <p>d トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>e 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用</p> <p>f 機材等(型枠材、支保材、足場材、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、トレミー管等)の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>(ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。</p> <p>a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率を含む。</p> <p>b 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <p>c 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 ただし、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)を除く。</p> <p>d 貨物適用のトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型80t吊以上)及びクローラークレーン(油圧駆動式ウインチ・ラチスジ型35t吊以上)の分解組立時にかかる本体資材及び運搬中の本体資材</p> <p>e 上記以外の質量20t以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料</p> <p>f その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>2) 準備費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p> <p>a 工事着手前の基準点測定量等や工事着手時の準備費用</p> <p>b 完成時の後片付け費用</p> <p>(ロ) 掘付工数に含まれているものは、次のとおりとする。 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>(ハ) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用。この場合は特記仕様書に明示し積上げ積算するものとする。</p> <p>3) 事業損失防止施設費</p> <p>現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用</p> <p>b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>4) 安全費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>b 不稼働日の保安要員等の費用</p>	<p>1) 運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>a 建設機械の自走による運搬(油圧伸縮ジブ型80t以上は、積み上げるものとする。)</p> <p>b 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む。)</p> <p>c 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。</p> <p>d トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>e 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用</p> <p>f 機材等(型枠材、支保材、足場材、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、トレミー管等)の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>(ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。</p> <p>a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率を含む。</p> <p>b 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <p>c 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 ただし、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)を除く。</p> <p>d 貨物適用のトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型80t吊以上)及びクローラークレーン(油圧駆動式ウインチ・ラチスジ型35t吊以上)の分解組立時にかかる本体資材及び運搬中の本体資材</p> <p>e 上記以外の質量20t以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料</p> <p>f その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>g 上記(イ)及び(ロ) a～f における自動車軌道船使用料に要する費用(運搬中の本体資材・損料を含む。)</p> <p>2) 準備費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p> <p>a 工事着手前の基準点測定量等や工事着手時の準備費用</p> <p>b 完成時の後片付け費用</p> <p>(ロ) 掘付工数に含まれているものは、次のとおりとする。 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>(ハ) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用。この場合は特記仕様書に明示し積上げ積算するものとする。</p> <p>3) 事業損失防止施設費</p> <p>現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用</p> <p>b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>4) 安全費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>b 不稼働日の保安要員等の費用</p>	
積算上の注意事項			

工 種	直接工事費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改	正
	<p>c 安全用品等の費用</p> <p>d 安全委員会等に要する費用</p> <p>e 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>(ロ) 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>c 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>d 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>e 粉塵作業の予防に要する費用</p> <p>f 高圧作業の予防に要する費用</p> <p>g 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用</p> <p>h バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美化化に要する費用</p> <p>i その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>5) 役務費</p> <p>現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>a 土地の借上げ等に要する費用</p> <p>b 電力、用水等の基本料</p> <p>c 電力設備用工事負担金</p> <p>6) 技術管理費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>a 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用</p> <p>b 据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用</p> <p>c 据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用</p> <p>d 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>e 据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>f 現場据付試験報告書等の作成に要する費用</p> <p>g 据付けにおける完成図書等の作成に要する費用</p> <p>h 据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>i 据付けにおける施工管理で使用する OA 機器の費用</p> <p>j 品質証明に係る費用 (品質証明費)</p> <p>(ロ) 積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a マイクロフィルム等の作成に要する費用</p> <p>b コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>c 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>d その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>e 上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p> <p>7) 営繕費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。</p> <p>a 現場事務所等の営繕 (設置、撤去、維持・補修) に要する費用</p> <p>b 労働者宿舍の営繕 (設置、撤去、維持・補修) に要する費用又は、労働者が旅館等に宿泊</p>	<p>b 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>c 安全用品等の費用</p> <p>d 安全委員会等に要する費用</p> <p>e 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>(ロ) 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>c 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>d 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>e 粉塵作業の予防に要する費用</p> <p>f 高圧作業の予防に要する費用</p> <p>g 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用 (工事用連絡設備含む)</p> <p>h バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美化化に要する費用</p> <p>i その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>5) 役務費</p> <p>現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>a 土地の借上げ等に要する費用</p> <p>b 電力、用水等の基本料</p> <p>c 電力設備用工事負担金</p> <p>6) 技術管理費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>a 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用</p> <p>b 据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用</p> <p>c 据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用</p> <p>d 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>e 据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>f 現場据付試験報告書等の作成に要する費用</p> <p>g 据付けにおける完成図書等の作成に要する費用</p> <p>h 据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>i 据付けにおける施工管理で使用する OA 機器の費用</p> <p>j 品質証明に係る費用 (品質証明費)</p> <p>k 情報共有システムに係る費用 (登録料及び利用料)</p> <p>(ロ) 積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a マイクロフィルム等の作成に要する費用</p> <p>b 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>c 施工実態調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <p>調査に要する費用とし、その費用については、設計技術費のみ非対象とする。</p> <p>d その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>e 上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p> <p>7) 営繕費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。</p> <p>a 現場事務所等の営繕 (設置、撤去、維持・補修) に要する費用</p> <p>b 労働者宿舍の営繕 (設置、撤去、維持・補修) に要する費用又は、労働者が旅館等に宿泊</p>	
IX-1-17	IX-1-17	IX-1-17	IX-1-17
積算上の注意事項			



改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																									
現	行	改	正																																									
	<p>(2) 現場管理費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現場管理費の積算は、(現場管理費対象額) × (現場管理費率) とする。</li> <li>現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。</li> <li>純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額とする。</li> <li>無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。</li> <li>現場管理費率は、表-1・7のとおりとする。</li> <li>複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</li> </ol> <p>なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>7) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>a 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>街 地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td></td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>地 方 部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市 街 地： 施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。 DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km<sup>2</sup>以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。</li> <li>・山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。</li> <li>・地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。</li> </ul> <p>2 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合</li> <li>② 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合</li> <li>③ 施工場所において、50m以内に入家等が連なっている場合</li> </ol> <p>b 施工後地区が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市	街 地	1.5	山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5	地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0		施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>(2) 現場管理費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現場管理費の積算は、(現場管理費対象額) × (現場管理費率) とする。</li> <li>現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。</li> <li>純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額とする。</li> <li>無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。</li> <li>現場管理費率は、表-1・7のとおりとする。</li> <li>複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</li> </ol> <p>なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">地域補正の適用</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">施工地域区分</th> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="2">適用条件</th> </tr> <tr> <th>対象</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量も、100 台/日以上の車道において規則を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規則を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正)</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>市街地が施工場所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の適用条件に該当しない場合は補正しない。</p> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市 街 地： 施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km<sup>2</sup>以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。</li> </ul> <p>b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従って決定するものとする。</p> <p>c その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来なくなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	地域補正の適用				施工地域区分	工種区分	適用条件		対象	補正係数	一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注 1)	2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量も、100 台/日以上の車道において規則を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注 1)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規則を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	市街地 (DID補正)	全ての工種 (注 1)	市街地が施工場所に含まれる場合。	1.1	山間僻地及び離島	全ての工種 (注 1)	人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																										
市	街 地	1.5																																										
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5																																										
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																										
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																										
地域補正の適用																																												
施工地域区分	工種区分	適用条件																																										
		対象	補正係数																																									
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注 1)	2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量も、100 台/日以上の車道において規則を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1																																									
一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注 1)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規則を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1																																									
市街地 (DID補正)	全ての工種 (注 1)	市街地が施工場所に含まれる場合。	1.1																																									
山間僻地及び離島	全ての工種 (注 1)	人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0																																									
積算上の注意事項																																												

工 種	直接工事費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p>(3) 据付間接費</p> <p>1) 据付間接費の積算は、(据付間接費対象額) × (据付間接費率) とする。</p> <p>2) 据付間接費対象額は、直接工事費中の直接労務費のうち「機械設備据付工務費」のみを対象とする。</p> <p>なお、機械設備据付工務費は積算率冷地補正、夜間割増等を含んだ価格とする。</p> <p>3) 据付間接費率は、表-1・8のとおりとする。</p> <p>4) 複数工種を一括発注する場合の据付間接費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</p> <p>なお、主たる工種区分とは、据付間接費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。</p> <p><b>3 設計技術費</b></p> <p>(1) 設計技術費の積算は、(設計技術費対象額) × (設計技術費率) とする。</p> <p>(2) 設計技術費対象額は、「製作原価」「据付工事原価」の合計額とする。</p> <p>(3) 標準設計技術費率は、表-1・9によるものとする。</p> <p>(4) 詳細設計付き施工発注方式の場合も、表-1・9の標準設計技術費率によるものとする。</p> <p>(5) 複数工種を一括発注する場合の設計技術費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</p> <p>なお、主たる工種区分とは、設計技術費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>また、鋼製付属設備の率は、鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。</p> <p><b>4 一般管理費等</b></p> <p>(1) 一般管理費等の積算は、(工事原価) × (一般管理費等率) とする。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。</p> <p style="text-align: center;">一般管理費等率 = (標準一般管理費等率) × (前払金支出割合補正係数) × (機器単体費補正係数)</p> <p>1) 標準一般管理費等率は、表-1・10によるものとする。</p> <p>2) 前払金支出割合補正係数は、表-1・11による。</p> <p>3) 機器単体費補正係数は、表-1・12による。</p> <p>4) 契約保証に係る費用は、別途積算する。</p> <p><b>5 消費税等相当額</b></p> <p>消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p><b>6 材料等の価格等の取扱い</b></p> <p>工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。</p> <p><b>7 支給品の取扱い</b></p> <p>(1) 支給品とは設備の製作、据付けに際して別途契約により取得した直接材料、電力、機器単体品、製作品等を受注者に支給するものをいう。</p> <p>(2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>1) 直接材料、電力(ダム関係を除く)は、全額を現場管理費算定の対象とする。</p> <p>2) 機器単体品費及び製作品等は、現場管理費算定の対象としない。</p> <p>(3) 支給品は一般管理費等の算定の対象としない。</p>	<p>(3) 据付間接費</p> <p>1) 据付間接費の積算は、(据付間接費対象額) × (据付間接費率) とする。</p> <p>2) 据付間接費対象額は、直接工事費中の<b>直接</b>労務費のうち「機械設備据付工務費」のみを対象とする。</p> <p>なお、機械設備据付工務費は積算率冷地補正、夜間割増等を含んだ価格とする。</p> <p>3) 据付間接費率は、表-1・8のとおりとする。</p> <p>4) 複数工種を一括発注する場合の据付間接費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</p> <p>なお、主たる工種区分とは、据付間接費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。</p> <p><b>3 設計技術費</b></p> <p>(1) 設計技術費の積算は、(設計技術費対象額) × (設計技術費率) とする。</p> <p>(2) 設計技術費対象額は、「製作原価」「据付工事原価」の合計額とする。</p> <p>(3) 標準設計技術費率は、表-1・9によるものとする。</p> <p>(4) 詳細設計付き施工発注方式の場合も、表-1・9の標準設計技術費率によるものとする。</p> <p>(5) 複数工種を一括発注する場合の設計技術費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</p> <p>なお、主たる工種区分とは、設計技術費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>また、鋼製付属設備の率は、鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。</p> <p><b>4 一般管理費等</b></p> <p>(1) 一般管理費等の積算は、(工事原価) × (一般管理費等率) とする。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。</p> <p style="text-align: center;">一般管理費等率 = (標準一般管理費等率) × (前払金支出割合補正係数) × (機器単体費補正係数)</p> <p>1) 標準一般管理費等率は、表-1・10によるものとする。</p> <p>2) 前払金支出割合補正係数は、表-1・11による。</p> <p>3) 機器単体費補正係数は、表-1・12による。</p> <p>4) 契約保証に係る費用は、別途積算する。</p> <p><b>5 消費税等相当額</b></p> <p>消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p><b>6 材料等の価格等の取扱い</b></p> <p>工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。</p> <p><b>7 支給品の取扱い</b></p> <p>(1) 支給品とは設備の製作、据付けに際して別途契約により取得した直接材料、電力、機器単体品、製作品等を受注者に支給するものをいう。</p> <p>(2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>1) 直接材料、電力(ダム関係を除く)は、全額を現場管理費算定の対象とする。</p> <p>2) 機器単体品費及び製作品等は、現場管理費算定の対象としない。</p> <p>(3) 支給品は一般管理費等の算定の対象としない。</p>	
IX-1-20	IX-1-20		
積算上の注意事項			

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																											
現	行	改	正																																																																																										
<p>8 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>処分費（再資源化施設の入受費を含む）</li> <li>上下水道料金</li> <li>有料道路利用料</li> </ol>		<p>8 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>処分費（再資源化施設の入受費を含む）</li> <li>上下水道料金</li> <li>有料道路利用料</li> </ol>																																																																																											
<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額+準備費」に含まれる処分費に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額+準備費」に含まれる処分費に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td></td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額+準備費」に含まれる処分費に占める割合の3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>金額を率計算の対象とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含むものとする。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p> <p>2. 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。</p> <p>3. これにより難い場合は別途考慮するものとする。</p>		区 分	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費」に含まれる処分費に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費」に含まれる処分費に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費		処分費等が「共通仮設費対象額+準備費」に含まれる処分費に占める割合の3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	金額を率計算の対象とする。		一般管理費等			<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(円)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(円)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td></td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(円)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>金額を率計算の対象とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含むものとする。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p> <p>2. 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。</p> <p>3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p>		区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(円)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(円)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費		処分費等が「共通仮設費対象額(円)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	金額を率計算の対象とする。		一般管理費等																																																																				
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費」に含まれる処分費に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費」に含まれる処分費に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																																																																																											
共通仮設費		処分費等が「共通仮設費対象額+準備費」に含まれる処分費に占める割合の3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																											
現場管理費	金額を率計算の対象とする。																																																																																												
一般管理費等																																																																																													
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(円)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(円)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																																																																																											
共通仮設費		処分費等が「共通仮設費対象額(円)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																											
現場管理費	金額を率計算の対象とする。																																																																																												
一般管理費等																																																																																													
<p>9 間接労務費、工場管理費の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>間接労務費</th> <th>工場管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>材 料 費</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>機 器 単 体 費</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>勞 務 費</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>監 査 費</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>直 接 経 費</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>輸 送 費</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>間 接 製 作 業</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  間 接 労 務 費</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>  工 場 管 理 費</td><td>×</td><td>—</td></tr> <tr><td>  直 接 材 料</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>支 給 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  電 力</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>  機 器 単 体 品</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>  製 作 品</td><td>×</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：対象とする      ×：対象としない</p>		項 目	間接労務費	工場管理費	材 料 費	×	×	機 器 単 体 費	×	×	勞 務 費	○	○	監 査 費	×	○	直 接 経 費	×	○	輸 送 費	×	×	間 接 製 作 業			間 接 労 務 費	—	○	工 場 管 理 費	×	—	直 接 材 料	×	×	支 給 費			電 力	×	×	機 器 単 体 品	×	×	製 作 品	×	×	<p>9 間接労務費、工場管理費の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>間接労務費</th> <th>工場管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>材 料 費</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>機 器 単 体 費</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>勞 務 費</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>監 査 費</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>直 接 経 費</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>輸 送 費</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>間 接 製 作 業</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  間 接 労 務 費</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>  工 場 管 理 費</td><td>×</td><td>—</td></tr> <tr><td>  直 接 材 料</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>支 給 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  電 力</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>  機 器 単 体 品</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>  製 作 品</td><td>×</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：対象とする      ×：対象としない</p>		項 目	間接労務費	工場管理費	材 料 費	×	×	機 器 単 体 費	×	×	勞 務 費	○	○	監 査 費	×	○	直 接 経 費	×	○	輸 送 費	×	×	間 接 製 作 業			間 接 労 務 費	—	○	工 場 管 理 費	×	—	直 接 材 料	×	×	支 給 費			電 力	×	×	機 器 単 体 品	×	×	製 作 品	×	×
項 目	間接労務費	工場管理費																																																																																											
材 料 費	×	×																																																																																											
機 器 単 体 費	×	×																																																																																											
勞 務 費	○	○																																																																																											
監 査 費	×	○																																																																																											
直 接 経 費	×	○																																																																																											
輸 送 費	×	×																																																																																											
間 接 製 作 業																																																																																													
間 接 労 務 費	—	○																																																																																											
工 場 管 理 費	×	—																																																																																											
直 接 材 料	×	×																																																																																											
支 給 費																																																																																													
電 力	×	×																																																																																											
機 器 単 体 品	×	×																																																																																											
製 作 品	×	×																																																																																											
項 目	間接労務費	工場管理費																																																																																											
材 料 費	×	×																																																																																											
機 器 単 体 費	×	×																																																																																											
勞 務 費	○	○																																																																																											
監 査 費	×	○																																																																																											
直 接 経 費	×	○																																																																																											
輸 送 費	×	×																																																																																											
間 接 製 作 業																																																																																													
間 接 労 務 費	—	○																																																																																											
工 場 管 理 費	×	—																																																																																											
直 接 材 料	×	×																																																																																											
支 給 費																																																																																													
電 力	×	×																																																																																											
機 器 単 体 品	×	×																																																																																											
製 作 品	×	×																																																																																											
IX-1-21		IX-1-21																																																																																											
積算上の注意事項																																																																																													

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																													
現 行		改 正																																																																																																													
<p>10 共通仮設費、現場管理費の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>輸 送 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>材 料 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>労 務 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>塗 装 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>直 接 経 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>仮 設 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>非 通 仮 設 費</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>工事費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">(○)</td></tr> <tr><td>（事業損失防止施設費）</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">(○)</td></tr> <tr><td>附 行 間 接 費</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>現 場 管 理 費</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr><td>直 接 材 料</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>支 給 費</td><td style="text-align: center;">○*1</td><td style="text-align: center;">○*1</td></tr> <tr><td>電 力</td><td style="text-align: center;">○*1</td><td style="text-align: center;">○*1</td></tr> <tr><td>機 器 単 体 品</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>製 作 品</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">○：対象とする    ×：対象としない    *1：ダム関係は除く</p>		項 目	共通仮設費	現場管理費	輸 送 費	○	○	材 料 費	○	○	労 務 費	○	○	塗 装 費	○	○	直 接 経 費	○	○	仮 設 費	○	○	非 通 仮 設 費	-	○	工事費	○	(○)	（事業損失防止施設費）	○	(○)	附 行 間 接 費	-	×	現 場 管 理 費	-	-	直 接 材 料	○	○	支 給 費	○*1	○*1	電 力	○*1	○*1	機 器 単 体 品	×	×	製 作 品	×	×	無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額	○	○	<p>10 共通仮設費、現場管理費の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>輸 送 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>材 料 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>労 務 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>塗 装 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>直 接 経 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>仮 設 費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>非 通 仮 設 費</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>工事費</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>（事業損失防止施設費）</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>附 行 間 接 費</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>現 場 管 理 費</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr><td>直 接 材 料</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>支 給 費</td><td style="text-align: center;">○*1</td><td style="text-align: center;">○*1</td></tr> <tr><td>電 力</td><td style="text-align: center;">○*1</td><td style="text-align: center;">○*1</td></tr> <tr><td>機 器 単 体 品</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>製 作 品</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">○：対象とする    ×：対象としない    *1：ダム関係は除く</p>		項 目	共通仮設費	現場管理費	輸 送 費	○	○	材 料 費	○	○	労 務 費	○	○	塗 装 費	○	○	直 接 経 費	○	○	仮 設 費	○	○	非 通 仮 設 費	-	○	工事費	○	○	（事業損失防止施設費）	○	○	附 行 間 接 費	-	×	現 場 管 理 費	-	-	直 接 材 料	○	○	支 給 費	○*1	○*1	電 力	○*1	○*1	機 器 単 体 品	×	×	製 作 品	×	×	無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額	○	○
項 目	共通仮設費	現場管理費																																																																																																													
輸 送 費	○	○																																																																																																													
材 料 費	○	○																																																																																																													
労 務 費	○	○																																																																																																													
塗 装 費	○	○																																																																																																													
直 接 経 費	○	○																																																																																																													
仮 設 費	○	○																																																																																																													
非 通 仮 設 費	-	○																																																																																																													
工事費	○	(○)																																																																																																													
（事業損失防止施設費）	○	(○)																																																																																																													
附 行 間 接 費	-	×																																																																																																													
現 場 管 理 費	-	-																																																																																																													
直 接 材 料	○	○																																																																																																													
支 給 費	○*1	○*1																																																																																																													
電 力	○*1	○*1																																																																																																													
機 器 単 体 品	×	×																																																																																																													
製 作 品	×	×																																																																																																													
無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額	○	○																																																																																																													
項 目	共通仮設費	現場管理費																																																																																																													
輸 送 費	○	○																																																																																																													
材 料 費	○	○																																																																																																													
労 務 費	○	○																																																																																																													
塗 装 費	○	○																																																																																																													
直 接 経 費	○	○																																																																																																													
仮 設 費	○	○																																																																																																													
非 通 仮 設 費	-	○																																																																																																													
工事費	○	○																																																																																																													
（事業損失防止施設費）	○	○																																																																																																													
附 行 間 接 費	-	×																																																																																																													
現 場 管 理 費	-	-																																																																																																													
直 接 材 料	○	○																																																																																																													
支 給 費	○*1	○*1																																																																																																													
電 力	○*1	○*1																																																																																																													
機 器 単 体 品	×	×																																																																																																													
製 作 品	×	×																																																																																																													
無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額	○	○																																																																																																													
IX-1-22		IX-1-22																																																																																																													
積算上の注意事項																																																																																																															

改正理由	一部改正	改 正 現 行	
------	------	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

表-1-1 材料割増率 (%)

材 料 名	割増率	備 考
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	12	
ステンレス鋼板	12	
鋼板	25	
形 鋼 ・ 平 鋼	10	
ステンレス平鋼・ステンレス形鋼	10	
棒鋼・丸鋼・ステンレス棒鋼・丸鋼	20	鉄筋・PC鋼筋は含まない
鋼管、鋼管などの管材	10	
炭 素 鋼	15	ポンプ主軸に適用
鋳 鉄	20	
#	10	ポンプケーシング製吐出管に適用
鋳 鋼	30	
#	20	ポンプ羽根車に適用
ステンレス鋳鋼	20	ポンプ羽根車に適用
鋼 合 金 鋳 物	40	
#	20	ポンプ羽根車に適用
鋳	30	
アルミニウム合金鋳物	20	換気設備のファンロータに適用
アルミニウム合金板材	12	
アルミニウム合金 形材・管材	10	

(注) ステンレス鋼板で、中・大形水門、堰及びダム用水門設備等の戸当り金物のように機械加工を伴う場合の材料割増率は25%とする。

表-1-2 スクラップの該当品目

材 料 名	スクラップの該当品目
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	ヘビーH1
ステンレス鋼板・鋼板	ステンレス鋼板; ステンレス新断
ステンレス平鋼・ステンレス形鋼	鋼板; 鋼くず(並)
形 鋼 ・ 平 鋼	ヘビーH1
棒鋼・丸鋼・ステンレス棒鋼・丸鋼	棒 鋼・丸 鋼; 鋼グライ粉A ステンレス棒鋼・丸鋼; ステンレス新断
鋼管、鋼管などの管材	鋼管; ヘビーH1 鋼管; 鋼くず(並)
鋳	鉄グライ粉A
鋳 鋼	鋼グライ粉A
鋼 合 金 鋳 物	真, 青鋼くず, 鋳物(並)
鋳	鋼グライ粉A
アルミニウム合金鋳物	アルミくず, 機械鋳物

(注) 表以外の材料は、別途当該材質の品目を適用する。

IX-1-24

表-1-1 材料割増率 (%)

材 料 名	割増率	備 考
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	12	
ステンレス鋼板	12	
鋼板	25	
形 鋼 ・ 平 鋼	10	
ステンレス平鋼・ステンレス形鋼	10	
棒鋼・丸鋼・ステンレス棒鋼・丸鋼	20	鉄筋・PC鋼筋は含まない
鋼管、鋼管などの管材	10	
炭 素 鋼	15	ポンプ主軸に適用
鋳 鉄	20	
#	10	ポンプケーシング製吐出管に適用
鋳 鋼	30	
#	20	ポンプ羽根車に適用
ステンレス鋳鋼	20	ポンプ羽根車に適用
鋼 合 金 鋳 物	40	
#	20	ポンプ羽根車に適用
鋳	30	
アルミニウム合金鋳物	20	換気設備のファンロータに適用
アルミニウム合金板材	12	
アルミニウム合金 形材・管材	10	

(注) ステンレス鋼板で、中・大形水門、堰及びダム用水門設備等の戸当り金物のように機械加工を伴う場合の材料割増率は25%とする。

表-1-2 スクラップの該当品目

材 料 名	スクラップの該当品目
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	ヘビーH1
ステンレス鋼板・鋼板	ステンレス鋼板; ステンレス新断
ステンレス平鋼・ステンレス形鋼	鋼板; 鋼くず(並)
形 鋼 ・ 平 鋼	ヘビーH1
棒鋼・丸鋼・ステンレス棒鋼・丸鋼	普通棒鋼・丸鋼; 鋼グライ粉A ステンレス棒鋼・丸鋼; ステンレス新断
鋼管、鋼管などの管材	鋼管; ヘビーH1 鋼管; 鋼くず(並)
鋳	鉄グライ粉A
鋳 鋼	鋼グライ粉A
鋼 合 金 鋳 物	真, 青鋼くず, 鋳物(並)
鋳	鋼グライ粉A
アルミニウム合金鋳物	アルミくず, 機械鋳物

(注) 表以外の材料は、別途当該材質の品目を適用する。

IX-1-24

積算上の注意事項			
----------	--	--	--



改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																																																																																																																													
現	行	改	正																																																																																																																																													
<p style="text-align: center;">(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>輸 送 費 [円]</th> <th>「x」の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム用 水門設備</td> <td>小容量放流設備用 ゲート・バルブ <math>y = (1.54x - 980) \times D + 63,000</math></td> <td>口径[mm]×門数 (適用範囲: <math>x \geq 700</math>)</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td><math>(x &lt; D &lt; 1,500</math> の場合) <math>y = (17.4x + 12) \times D + 51,000</math> <math>(x \times D \geq 1,500</math> の場合) <math>y = (7.80x + 9) \times D + 116,000</math></td> <td>扉体面積[m<sup>2</sup>/門] ×門数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">揚排水ポンプ 設備</td> <td>固定機橋</td> <td><math>y = (7.70x + 805) \times D + 104,000</math></td> <td rowspan="4">ポンプ吐出量 [m<sup>3</sup>/min]×台数</td> </tr> <tr> <td>水中ポンプ (φ400以上)</td> <td><math>y = (11.0x + 264) \times D + 104,000</math></td> </tr> <tr> <td>水中ポンプ (φ400未満)</td> <td>「送排水設備」に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td><math>y = 62.0x \times D + 145,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td><math>y = 26.6x \times D + 1,226,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>トンネル換気 設備</td> <td>ジェットファン・ ブースタファン <math>y = (0.16x - 132) \times D + 124,000</math></td> <td>ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲: <math>x \geq 1,000</math>)</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常 用施設</td> <td>消火設備 <math>y = 73.9x \times D + 170,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消酸管設備</td> <td>消酸設備 (軟・送水管)</td> <td><math>y = 71.5x + 25,000</math></td> <td>軟・送水管の延長 [m]</td> </tr> <tr> <td>消酸設備 (ケーシング管・ス トレイナー・揚水管)</td> <td><math>y = 348x + 73,000</math></td> <td>ケーシング管+ス トレイナー+揚水管 の延長[m]</td> </tr> <tr> <td>融雪設備</td> <td><math>y = 337x + 24,000</math></td> <td>融雪面積[m<sup>2</sup>]</td> </tr> <tr> <td>送排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)</td> <td><math>y = (0.85x + 44) \times D + 103,000</math></td> <td>ポンプ口径[mm] ×台数</td> </tr> <tr> <td>共同渡付機設備</td> <td><math>y = 215x \times D + 69,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>貯車機設備</td> <td><math>y = 30.6x \times D + 180,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車両重量計 設備</td> <td>重量計 <math>(x &lt; D &lt; 1,500</math> の場合) <math>y = 83.9x \times D + 51,000</math> <math>(x \times D \geq 1,500</math> の場合) <math>y = 37.8x \times D + 116,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>軸重計 <math>y = 75.1x \times D + 140,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>送排水昇降設備</td> <td><math>y = 88.2x \times D + 130,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダム管理設備</td> <td>昇降設備 (エレベーター)</td> <td>「送排水昇降設備」に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>流木止設備</td> <td><math>y = 62.9x \times D + 199,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>保船設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠方監視操作制御設備</td> <td><math>y = 89.9x \times D + 98,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td><math>y = 33.6x \times D + 46,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 輸送費 [円]の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D]は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量[t]とする。なお、輸送費 [円]は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。</p> <p>3. 揚排水ポンプ設備には、緊急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。</p> <p>4. 消酸管設備には、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。</p> <p>5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単体の工事及び水門等に付随する管理備に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備 (手摺、防護柵、タラップ</p>		区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	ダム用 水門設備	小容量放流設備用 ゲート・バルブ $y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$	口径[mm]×門数 (適用範囲: $x \geq 700$ )	ゴム引布製起伏ゲート設備	$(x < D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 9) \times D + 116,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数	揚排水ポンプ 設備	固定機橋	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m <sup>3</sup> /min]×台数	水中ポンプ (φ400以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$	水中ポンプ (φ400未満)	「送排水設備」に準ずる。	除塵設備	$y = 62.0x \times D + 145,000$	対象設備質量[t]	ダム施工機械設備	$y = 26.6x \times D + 1,226,000$	対象設備質量[t]	トンネル換気 設備	ジェットファン・ ブースタファン $y = (0.16x - 132) \times D + 124,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲: $x \geq 1,000$ )	トンネル非常 用施設	消火設備 $y = 73.9x \times D + 170,000$	対象設備質量[t]	消酸管設備	消酸設備 (軟・送水管)	$y = 71.5x + 25,000$	軟・送水管の延長 [m]	消酸設備 (ケーシング管・ス トレイナー・揚水管)	$y = 348x + 73,000$	ケーシング管+ス トレイナー+揚水管 の延長[m]	融雪設備	$y = 337x + 24,000$	融雪面積[m <sup>2</sup> ]	送排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y = (0.85x + 44) \times D + 103,000$	ポンプ口径[mm] ×台数	共同渡付機設備	$y = 215x \times D + 69,000$	対象設備質量[t]	貯車機設備	$y = 30.6x \times D + 180,000$	対象設備質量[t]	車両重量計 設備	重量計 $(x < D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$	対象設備質量[t]	軸重計 $y = 75.1x \times D + 140,000$	対象設備質量[t]	送排水昇降設備	$y = 88.2x \times D + 130,000$	対象設備質量[t]	ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「送排水昇降設備」に準ずる。	流木止設備	$y = 62.9x \times D + 199,000$	対象設備質量[t]	保船設備		遠方監視操作制御設備	$y = 89.9x \times D + 98,000$	対象設備質量[t]	鋼製付属設備	$y = 33.6x \times D + 46,000$	対象設備質量[t]	<p style="text-align: center;">(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>輸 送 費 [円]</th> <th>「x」の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム用 水門設備</td> <td>小容量放流設備用 ゲート・バルブ <math>y = (1.54x - 980) \times D + 63,000</math></td> <td>口径[mm]×門数 (適用範囲: <math>x \geq 700</math>)</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td><math>(x &lt; D &lt; 1,500</math> の場合) <math>y = (17.4x + 12) \times D + 51,000</math> <math>(x \times D \geq 1,500</math> の場合) <math>y = (7.80x + 9) \times D + 116,000</math></td> <td>扉体面積[m<sup>2</sup>/門] ×門数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">揚排水ポンプ 設備</td> <td>固定機橋</td> <td><math>y = (7.70x + 805) \times D + 104,000</math></td> <td rowspan="4">ポンプ吐出量 [m<sup>3</sup>/min]×台数</td> </tr> <tr> <td>水中ポンプ (φ400以上)</td> <td><math>y = (11.0x + 264) \times D + 104,000</math></td> </tr> <tr> <td>水中ポンプ (φ400未満)</td> <td>「送排水設備」に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td><math>y = 62.0x \times D + 145,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td><math>y = 26.6x \times D + 1,226,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>トンネル換気 設備</td> <td>ジェットファン・ ブースタファン <math>y = (0.16x - 132) \times D + 124,000</math></td> <td>ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲: <math>x \geq 1,000</math>)</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常 用施設</td> <td>消火設備 <math>y = 73.9x \times D + 170,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消酸管設備</td> <td>消酸設備 (軟・送水管)</td> <td><math>y = 71.5x + 25,000</math></td> <td>軟・送水管の延長 [m]</td> </tr> <tr> <td>消酸設備 (ケーシング管・ス トレイナー・揚水管)</td> <td><math>y = 348x + 73,000</math></td> <td>ケーシング管+ス トレイナー+揚水管 の延長[m]</td> </tr> <tr> <td>融雪設備</td> <td><math>y = 337x + 24,000</math></td> <td>融雪面積[m<sup>2</sup>]</td> </tr> <tr> <td>送排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)</td> <td><math>y = (0.85x + 44) \times D + 103,000</math></td> <td>ポンプ口径[mm] ×台数</td> </tr> <tr> <td>共同渡付機設備</td> <td><math>y = 215x \times D + 69,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>貯車機設備</td> <td><math>y = 30.6x \times D + 180,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車両重量計 設備</td> <td>重量計 <math>(x &lt; D &lt; 1,500</math> の場合) <math>y = 83.9x \times D + 51,000</math> <math>(x \times D \geq 1,500</math> の場合) <math>y = 37.8x \times D + 116,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>軸重計 <math>y = 75.1x \times D + 140,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>送排水昇降設備</td> <td><math>y = 88.2x \times D + 130,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダム管理設備</td> <td>昇降設備 (エレベーター)</td> <td>「送排水昇降設備」に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>流木止設備</td> <td><math>y = 62.9x \times D + 199,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>保船設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠方監視操作制御設備</td> <td><math>y = 89.9x \times D + 98,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td><math>y = 33.6x \times D + 46,000</math></td> <td>対象設備質量[t]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 輸送費 [円]の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D]は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量[t]とする。なお、輸送費 [円]は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。</p> <p>3. 揚排水ポンプ設備には、緊急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。</p> <p>4. 消酸管設備には、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。</p> <p>5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単体の工事及び水門等に付随する管理備に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備 (手摺、防護柵、タラップ</p>		区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	ダム用 水門設備	小容量放流設備用 ゲート・バルブ $y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$	口径[mm]×門数 (適用範囲: $x \geq 700$ )	ゴム引布製起伏ゲート設備	$(x < D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 9) \times D + 116,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数	揚排水ポンプ 設備	固定機橋	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m <sup>3</sup> /min]×台数	水中ポンプ (φ400以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$	水中ポンプ (φ400未満)	「送排水設備」に準ずる。	除塵設備	$y = 62.0x \times D + 145,000$	対象設備質量[t]	ダム施工機械設備	$y = 26.6x \times D + 1,226,000$	対象設備質量[t]	トンネル換気 設備	ジェットファン・ ブースタファン $y = (0.16x - 132) \times D + 124,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲: $x \geq 1,000$ )	トンネル非常 用施設	消火設備 $y = 73.9x \times D + 170,000$	対象設備質量[t]	消酸管設備	消酸設備 (軟・送水管)	$y = 71.5x + 25,000$	軟・送水管の延長 [m]	消酸設備 (ケーシング管・ス トレイナー・揚水管)	$y = 348x + 73,000$	ケーシング管+ス トレイナー+揚水管 の延長[m]	融雪設備	$y = 337x + 24,000$	融雪面積[m <sup>2</sup> ]	送排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y = (0.85x + 44) \times D + 103,000$	ポンプ口径[mm] ×台数	共同渡付機設備	$y = 215x \times D + 69,000$	対象設備質量[t]	貯車機設備	$y = 30.6x \times D + 180,000$	対象設備質量[t]	車両重量計 設備	重量計 $(x < D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$	対象設備質量[t]	軸重計 $y = 75.1x \times D + 140,000$	対象設備質量[t]	送排水昇降設備	$y = 88.2x \times D + 130,000$	対象設備質量[t]	ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「送排水昇降設備」に準ずる。	流木止設備	$y = 62.9x \times D + 199,000$	対象設備質量[t]	保船設備		遠方監視操作制御設備	$y = 89.9x \times D + 98,000$	対象設備質量[t]	鋼製付属設備	$y = 33.6x \times D + 46,000$	対象設備質量[t]	
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義																																																																																																																																														
ダム用 水門設備	小容量放流設備用 ゲート・バルブ $y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$	口径[mm]×門数 (適用範囲: $x \geq 700$ )																																																																																																																																														
ゴム引布製起伏ゲート設備	$(x < D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 9) \times D + 116,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数																																																																																																																																														
揚排水ポンプ 設備	固定機橋	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m <sup>3</sup> /min]×台数																																																																																																																																													
	水中ポンプ (φ400以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$																																																																																																																																														
	水中ポンプ (φ400未満)	「送排水設備」に準ずる。																																																																																																																																														
	除塵設備	$y = 62.0x \times D + 145,000$		対象設備質量[t]																																																																																																																																												
ダム施工機械設備	$y = 26.6x \times D + 1,226,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
トンネル換気 設備	ジェットファン・ ブースタファン $y = (0.16x - 132) \times D + 124,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲: $x \geq 1,000$ )																																																																																																																																														
トンネル非常 用施設	消火設備 $y = 73.9x \times D + 170,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
消酸管設備	消酸設備 (軟・送水管)	$y = 71.5x + 25,000$	軟・送水管の延長 [m]																																																																																																																																													
	消酸設備 (ケーシング管・ス トレイナー・揚水管)	$y = 348x + 73,000$	ケーシング管+ス トレイナー+揚水管 の延長[m]																																																																																																																																													
	融雪設備	$y = 337x + 24,000$	融雪面積[m <sup>2</sup> ]																																																																																																																																													
送排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y = (0.85x + 44) \times D + 103,000$	ポンプ口径[mm] ×台数																																																																																																																																														
共同渡付機設備	$y = 215x \times D + 69,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
貯車機設備	$y = 30.6x \times D + 180,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
車両重量計 設備	重量計 $(x < D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
	軸重計 $y = 75.1x \times D + 140,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
送排水昇降設備	$y = 88.2x \times D + 130,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「送排水昇降設備」に準ずる。																																																																																																																																														
	流木止設備	$y = 62.9x \times D + 199,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																													
	保船設備																																																																																																																																															
遠方監視操作制御設備	$y = 89.9x \times D + 98,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
鋼製付属設備	$y = 33.6x \times D + 46,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義																																																																																																																																														
ダム用 水門設備	小容量放流設備用 ゲート・バルブ $y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$	口径[mm]×門数 (適用範囲: $x \geq 700$ )																																																																																																																																														
ゴム引布製起伏ゲート設備	$(x < D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 9) \times D + 116,000$	扉体面積[m <sup>2</sup> /門] ×門数																																																																																																																																														
揚排水ポンプ 設備	固定機橋	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m <sup>3</sup> /min]×台数																																																																																																																																													
	水中ポンプ (φ400以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$																																																																																																																																														
	水中ポンプ (φ400未満)	「送排水設備」に準ずる。																																																																																																																																														
	除塵設備	$y = 62.0x \times D + 145,000$		対象設備質量[t]																																																																																																																																												
ダム施工機械設備	$y = 26.6x \times D + 1,226,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
トンネル換気 設備	ジェットファン・ ブースタファン $y = (0.16x - 132) \times D + 124,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲: $x \geq 1,000$ )																																																																																																																																														
トンネル非常 用施設	消火設備 $y = 73.9x \times D + 170,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
消酸管設備	消酸設備 (軟・送水管)	$y = 71.5x + 25,000$	軟・送水管の延長 [m]																																																																																																																																													
	消酸設備 (ケーシング管・ス トレイナー・揚水管)	$y = 348x + 73,000$	ケーシング管+ス トレイナー+揚水管 の延長[m]																																																																																																																																													
	融雪設備	$y = 337x + 24,000$	融雪面積[m <sup>2</sup> ]																																																																																																																																													
送排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y = (0.85x + 44) \times D + 103,000$	ポンプ口径[mm] ×台数																																																																																																																																														
共同渡付機設備	$y = 215x \times D + 69,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
貯車機設備	$y = 30.6x \times D + 180,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
車両重量計 設備	重量計 $(x < D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
	軸重計 $y = 75.1x \times D + 140,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
送排水昇降設備	$y = 88.2x \times D + 130,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「送排水昇降設備」に準ずる。																																																																																																																																														
	流木止設備	$y = 62.9x \times D + 199,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																													
	保船設備																																																																																																																																															
遠方監視操作制御設備	$y = 89.9x \times D + 98,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
鋼製付属設備	$y = 33.6x \times D + 46,000$	対象設備質量[t]																																																																																																																																														
積算上の注意事項																																																																																																																																																

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																																										
現	行	改	正																																																										
<p style="text-align: center;">及び埋設する据付架台等)を含んでいる。</p> <p style="text-align: center;">表-1-6 共通仮設費率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">対象額(P) 適用 区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">300万円以下 下配の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5億円を超えるもの 下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備</td> <td style="text-align: center;">19.81</td> <td style="text-align: center;">240.90</td> <td style="text-align: center;">-0.1675</td> <td style="text-align: center;">8.41</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">揚排水ポンプ設備(新設)、除塵設備</td> <td style="text-align: center;">17.80</td> <td style="text-align: center;">212.61</td> <td style="text-align: center;">-0.1663</td> <td style="text-align: center;">7.60</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">対象額(P) 適用 区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">300万円以下 下配の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1億円を超えるもの 下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">揚排水ポンプ設備(維持修繕)</td> <td style="text-align: center;">25.92</td> <td style="text-align: center;">8679.61</td> <td style="text-align: center;">-0.3898</td> <td style="text-align: center;">6.61</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">対象額(P) 適用 区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">300万円以下 下配の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2億円を超えるもの 下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路付帯設備</td> <td style="text-align: center;">24.01</td> <td style="text-align: center;">762.79</td> <td style="text-align: center;">-0.2319</td> <td style="text-align: center;">9.07</td> </tr> </table> <p>(1) 算定式  <math>Kr = A \cdot P^b</math>          ただし Kr : 共通仮設費率 (%)          P : 対象額 (円)          A・b : 変数値          (注) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">IX-1-27</p>		対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		5億円を超えるもの 下配の率とする。	A	b	工種区分					水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	19.81	240.90	-0.1675	8.41	揚排水ポンプ設備(新設)、除塵設備	17.80	212.61	-0.1663	7.60	対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		1億円を超えるもの 下配の率とする。	A	b	工種区分					揚排水ポンプ設備(維持修繕)	25.92	8679.61	-0.3898	6.61	対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		2億円を超えるもの 下配の率とする。	A	b	工種区分					道路付帯設備	24.01	762.79	-0.2319	9.07	改	正	備	考
対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。			(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。			5億円を超えるもの 下配の率とする。																																																						
		A	b																																																										
工種区分																																																													
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	19.81	240.90	-0.1675	8.41																																																									
揚排水ポンプ設備(新設)、除塵設備	17.80	212.61	-0.1663	7.60																																																									
対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		1億円を超えるもの 下配の率とする。																																																									
		A	b																																																										
工種区分																																																													
揚排水ポンプ設備(維持修繕)	25.92	8679.61	-0.3898	6.61																																																									
対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		2億円を超えるもの 下配の率とする。																																																									
		A	b																																																										
工種区分																																																													
道路付帯設備	24.01	762.79	-0.2319	9.07																																																									
<p style="text-align: center;">及び埋設する据付架台等)を含んでいる。</p> <p style="text-align: center;">表-1-6 共通仮設費率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">対象額(P) 適用 区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">300万円以下 下配の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5億円を超えるもの 下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備</td> <td style="text-align: center;">19.81</td> <td style="text-align: center;">240.90</td> <td style="text-align: center;">-0.1675</td> <td style="text-align: center;">8.41</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">揚排水ポンプ設備(新設)、除塵設備</td> <td style="text-align: center;">17.80</td> <td style="text-align: center;">212.61</td> <td style="text-align: center;">-0.1663</td> <td style="text-align: center;">7.60</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">対象額(P) 適用 区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">300万円以下 下配の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1億円を超えるもの 下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">揚排水ポンプ設備(維持修繕)</td> <td style="text-align: center;">25.92</td> <td style="text-align: center;">8679.61</td> <td style="text-align: center;">-0.3898</td> <td style="text-align: center;">6.61</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">対象額(P) 適用 区分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">300万円以下 下配の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2億円を超えるもの 下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路付帯設備</td> <td style="text-align: center;">24.01</td> <td style="text-align: center;">762.79</td> <td style="text-align: center;">-0.2319</td> <td style="text-align: center;">9.07</td> </tr> </table> <p>(1) 算定式  <math>Kr = A \cdot P^b</math>          ただし Kr : 共通仮設費率 (%)          P : 対象額 (円)          A・b : 変数値          (注) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">IX-1-27</p>		対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		5億円を超えるもの 下配の率とする。	A	b	工種区分					水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	19.81	240.90	-0.1675	8.41	揚排水ポンプ設備(新設)、除塵設備	17.80	212.61	-0.1663	7.60	対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		1億円を超えるもの 下配の率とする。	A	b	工種区分					揚排水ポンプ設備(維持修繕)	25.92	8679.61	-0.3898	6.61	対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		2億円を超えるもの 下配の率とする。	A	b	工種区分					道路付帯設備	24.01	762.79	-0.2319	9.07				
対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。			(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。			5億円を超えるもの 下配の率とする。																																																						
		A	b																																																										
工種区分																																																													
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	19.81	240.90	-0.1675	8.41																																																									
揚排水ポンプ設備(新設)、除塵設備	17.80	212.61	-0.1663	7.60																																																									
対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		1億円を超えるもの 下配の率とする。																																																									
		A	b																																																										
工種区分																																																													
揚排水ポンプ設備(維持修繕)	25.92	8679.61	-0.3898	6.61																																																									
対象額(P) 適用 区分	300万円以下 下配の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。		2億円を超えるもの 下配の率とする。																																																									
		A	b																																																										
工種区分																																																													
道路付帯設備	24.01	762.79	-0.2319	9.07																																																									
積算上の注意事項																																																													

改正理由	一部改正	改 正 現 行	備 考																																																																																																																																																																					
現	行	改 正	備 考																																																																																																																																																																					
<p style="text-align: center;">表-1-7 現場管理費率</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額(P)</td> <td>300万円以下</td> <td>300万円を超え5億円以下</td> <td colspan="2">5億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>適用区分</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備</td> <td>21.30</td> <td>47.16</td> <td>-0.0633</td> <td>16.22</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備、除塵設備</td> <td>23.83</td> <td>106.57</td> <td>-0.0998</td> <td>14.30</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額(P)</td> <td>300万円以下</td> <td>300万円を超え2億円以下</td> <td colspan="2">2億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>適用区分</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>送電付帯設備</td> <td>21.78</td> <td>59.51</td> <td>-0.0674</td> <td>16.41</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式  <math>Jo = A \cdot P^b</math>          ただし Jo : 現場管理費率 (%)          P : 対象額 (円)          A・b : 実数値          (注) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1-8 据付関係費率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種 区 分</th> <th>据付関係費率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水 門 設 備</td> <td>新設</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>ダム引布敷設伏ゲート設備</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備</td> <td>140</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消磁電設備、駐車場設備、送路用昇降設備</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>送路排水設備・共同渡付帯設備</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備(止水設備以外)</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備(止水設備)</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製付帯設備</td> <td>65</td> <td>単独工事に適用</td> </tr> </tbody> </table>		対象額(P)	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの		適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		A	b		水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0633	16.22	揚排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	106.57	-0.0998	14.30	対象額(P)	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの		適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		A	b		送電付帯設備	21.78	59.51	-0.0674	16.41	工 種 区 分	据付関係費率	備 考	水 門 設 備	新設	130	維持修繕	140	新設	80	維持修繕	90	ダム引布敷設伏ゲート設備	90		揚排水ポンプ設備	140		除塵設備	110		ダム施工機械設備	110		トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消磁電設備、駐車場設備、送路用昇降設備	110		送路排水設備・共同渡付帯設備	90		ダム管理設備(止水設備以外)	130		ダム管理設備(止水設備)	80		鋼製付帯設備	65	単独工事に適用	<p style="text-align: center;">表-1-7 現場管理費率</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額</td> <td>300万円以下</td> <td>300万円を超え5億円以下</td> <td colspan="2">5億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>適用区分</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備</td> <td>21.30</td> <td>47.16</td> <td>-0.0633</td> <td>16.22</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備、除塵設備</td> <td>23.83</td> <td>106.57</td> <td>-0.0998</td> <td>14.30</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額</td> <td>300万円以下</td> <td>300万円を超え2億円以下</td> <td colspan="2">2億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>適用区分</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>送電付帯設備</td> <td>21.78</td> <td>59.51</td> <td>-0.0674</td> <td>16.41</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式  <math>Jo = A \cdot P^b</math>          ただし Jo : 現場管理費率 (%)          P : 対象額 (円)          A・b : 実数値          (注) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1-8 据付関係費率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種 区 分</th> <th>据付関係費率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水 門 設 備</td> <td>新設</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>ダム引布敷設伏ゲート設備</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備</td> <td>140</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消磁電設備、駐車場設備、送路用昇降設備</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>送路排水設備・共同渡付帯設備</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備(止水設備以外)</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備(止水設備)</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製付帯設備</td> <td>65</td> <td>単独工事に適用</td> </tr> </tbody> </table>		対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの		適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		A	b		水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0633	16.22	揚排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	106.57	-0.0998	14.30	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの		適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		A	b		送電付帯設備	21.78	59.51	-0.0674	16.41	工 種 区 分	据付関係費率	備 考	水 門 設 備	新設	130	維持修繕	140	新設	80	維持修繕	90	ダム引布敷設伏ゲート設備	90		揚排水ポンプ設備	140		除塵設備	110		ダム施工機械設備	110		トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消磁電設備、駐車場設備、送路用昇降設備	110		送路排水設備・共同渡付帯設備	90		ダム管理設備(止水設備以外)	130		ダム管理設備(止水設備)	80		鋼製付帯設備	65	単独工事に適用	
対象額(P)	300万円以下		300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの																																																																																																																																																																				
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																				
工種区分		A	b																																																																																																																																																																					
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0633	16.22																																																																																																																																																																				
揚排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	106.57	-0.0998	14.30																																																																																																																																																																				
対象額(P)	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの																																																																																																																																																																					
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																				
工種区分		A	b																																																																																																																																																																					
送電付帯設備	21.78	59.51	-0.0674	16.41																																																																																																																																																																				
工 種 区 分	据付関係費率	備 考																																																																																																																																																																						
水 門 設 備	新設	130																																																																																																																																																																						
	維持修繕	140																																																																																																																																																																						
	新設	80																																																																																																																																																																						
	維持修繕	90																																																																																																																																																																						
ダム引布敷設伏ゲート設備	90																																																																																																																																																																							
揚排水ポンプ設備	140																																																																																																																																																																							
除塵設備	110																																																																																																																																																																							
ダム施工機械設備	110																																																																																																																																																																							
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消磁電設備、駐車場設備、送路用昇降設備	110																																																																																																																																																																							
送路排水設備・共同渡付帯設備	90																																																																																																																																																																							
ダム管理設備(止水設備以外)	130																																																																																																																																																																							
ダム管理設備(止水設備)	80																																																																																																																																																																							
鋼製付帯設備	65	単独工事に適用																																																																																																																																																																						
対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの																																																																																																																																																																					
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																				
工種区分		A	b																																																																																																																																																																					
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0633	16.22																																																																																																																																																																				
揚排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	106.57	-0.0998	14.30																																																																																																																																																																				
対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの																																																																																																																																																																					
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、実数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																				
工種区分		A	b																																																																																																																																																																					
送電付帯設備	21.78	59.51	-0.0674	16.41																																																																																																																																																																				
工 種 区 分	据付関係費率	備 考																																																																																																																																																																						
水 門 設 備	新設	130																																																																																																																																																																						
	維持修繕	140																																																																																																																																																																						
	新設	80																																																																																																																																																																						
	維持修繕	90																																																																																																																																																																						
ダム引布敷設伏ゲート設備	90																																																																																																																																																																							
揚排水ポンプ設備	140																																																																																																																																																																							
除塵設備	110																																																																																																																																																																							
ダム施工機械設備	110																																																																																																																																																																							
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消磁電設備、駐車場設備、送路用昇降設備	110																																																																																																																																																																							
送路排水設備・共同渡付帯設備	90																																																																																																																																																																							
ダム管理設備(止水設備以外)	130																																																																																																																																																																							
ダム管理設備(止水設備)	80																																																																																																																																																																							
鋼製付帯設備	65	単独工事に適用																																																																																																																																																																						
積算上の注意事項																																																																																																																																																																								

工 種	直接工事費
-----	-------

改 正 理 由	一部改正	改 正 現 行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
現	行	改	正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p style="text-align: center;">表-1・9 標準設計技術費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 (円)</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用 区別</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備 (小形水門設備除く)</td> <td>3.32</td> <td>23.889</td> <td>-0.1217</td> <td>1.89</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>4.22</td> <td>743.22</td> <td>-0.3209</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備</td> <td>4.47</td> <td>65.910</td> <td>-0.1669</td> <td>2.07</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>4.28</td> <td>13.580</td> <td>-0.0717</td> <td>3.07</td> </tr> <tr> <td>トンネル換気設備、駐車機設備、送風用具降設備</td> <td>2.77</td> <td>47.925</td> <td>-0.1769</td> <td>1.23</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 (円)</th> <th colspan="2">500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th rowspan="2">2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用 区別</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形水門設備</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2963</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td>3.77</td> <td>170.04</td> <td>-0.2469</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> <td>3.62</td> <td>70.164</td> <td>-0.1922</td> <td>1.78</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> <td>3.21</td> <td>43.530</td> <td>-0.1690</td> <td>1.72</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備、車両計測設備</td> <td>3.55</td> <td>25.921</td> <td>-0.1289</td> <td>2.21</td> </tr> <tr> <td>消磁管設備</td> <td>2.80</td> <td>351.05</td> <td>-0.3131</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>送風排水設備・共同運行機設備</td> <td>4.34</td> <td>40.425</td> <td>-0.1447</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備 (単独工事に適用)</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2963</td> <td>1.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 算定式  <math>Se = A \cdot P^b</math>      ただし、Se : 標準設計技術費率 (%)      P : 対象額 (円)      A・b : 変数値      (注) Seの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>21.78%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td><math>G_1 = -3.5981 \text{Log}(G_2) + 45.883</math>                      ただし、G<sub>1</sub>: 標準一般管理費等率 (%)                      G<sub>2</sub>: 対象額 (円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td>11.78%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G<sub>1</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>		対象額 (円)	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分	A	b			水門設備 (小形水門設備除く)	3.32	23.889	-0.1217	1.89	ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96	揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07	ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07	トンネル換気設備、駐車機設備、送風用具降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23	対象額 (円)	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分	A	b			小形水門設備	3.68	350.05	-0.2963	1.24	除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52	ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78	トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72	車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21	消磁管設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88	送風排水設備・共同運行機設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54	鋼製付属設備 (単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2963	1.24	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	21.78%	500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(G_2) + 45.883$ ただし、G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率 (%) G <sub>2</sub> : 対象額 (円)	30億円を超えるもの	11.78%	→	<p style="text-align: center;">表-1・9 標準設計技術費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 (円)</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用 区別</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備 (小形水門設備除く)</td> <td>3.32</td> <td>23.889</td> <td>-0.1217</td> <td>1.89</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>4.22</td> <td>743.22</td> <td>-0.3209</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備</td> <td>4.47</td> <td>65.910</td> <td>-0.1669</td> <td>2.07</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>4.28</td> <td>13.580</td> <td>-0.0717</td> <td>3.07</td> </tr> <tr> <td>トンネル換気設備、駐車機設備、送風用具降設備</td> <td>2.77</td> <td>47.925</td> <td>-0.1769</td> <td>1.23</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 (円)</th> <th colspan="2">500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th rowspan="2">2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用 区別</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形水門設備</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2963</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td>3.77</td> <td>170.04</td> <td>-0.2469</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> <td>3.62</td> <td>70.164</td> <td>-0.1922</td> <td>1.78</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> <td>3.21</td> <td>43.530</td> <td>-0.1690</td> <td>1.72</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備、車両計測設備</td> <td>3.55</td> <td>25.921</td> <td>-0.1289</td> <td>2.21</td> </tr> <tr> <td>消磁管設備</td> <td>2.80</td> <td>351.05</td> <td>-0.3131</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>送風排水設備・共同運行機設備</td> <td>4.34</td> <td>40.425</td> <td>-0.1447</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備 (単独工事に適用)</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2963</td> <td>1.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 算定式  <math>Se = A \cdot P^b</math>      ただし、Se : 標準設計技術費率 (%)      P : 対象額 (円)      A・b : 変数値      (注) Seの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>21.78%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td><math>G_1 = -3.5981 \text{Log}(G_2) + 45.883</math>                      ただし、G<sub>1</sub>: 標準一般管理費等率 (%)                      G<sub>2</sub>: 対象額 (円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td>11.78%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G<sub>1</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	対象額 (円)	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分	A	b			水門設備 (小形水門設備除く)	3.32	23.889	-0.1217	1.89	ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96	揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07	ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07	トンネル換気設備、駐車機設備、送風用具降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23	対象額 (円)	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分	A	b			小形水門設備	3.68	350.05	-0.2963	1.24	除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52	ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78	トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72	車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21	消磁管設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88	送風排水設備・共同運行機設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54	鋼製付属設備 (単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2963	1.24	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	21.78%	500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(G_2) + 45.883$ ただし、G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率 (%) G <sub>2</sub> : 対象額 (円)	30億円を超えるもの	11.78%	→	<p style="text-align: center;">表-1・9 標準設計技術費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 (円)</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用 区別</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備 (小形水門設備除く)</td> <td>3.32</td> <td>23.889</td> <td>-0.1217</td> <td>1.89</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>4.22</td> <td>743.22</td> <td>-0.3209</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備</td> <td>4.47</td> <td>65.910</td> <td>-0.1669</td> <td>2.07</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>4.28</td> <td>13.580</td> <td>-0.0717</td> <td>3.07</td> </tr> <tr> <td>トンネル換気設備、駐車機設備、送風用具降設備</td> <td>2.77</td> <td>47.925</td> <td>-0.1769</td> <td>1.23</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 (円)</th> <th colspan="2">500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th rowspan="2">2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用 区別</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形水門設備</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2963</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td>3.77</td> <td>170.04</td> <td>-0.2469</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> <td>3.62</td> <td>70.164</td> <td>-0.1922</td> <td>1.78</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> <td>3.21</td> <td>43.530</td> <td>-0.1690</td> <td>1.72</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備、車両計測設備</td> <td>3.55</td> <td>25.921</td> <td>-0.1289</td> <td>2.21</td> </tr> <tr> <td>消磁管設備</td> <td>2.80</td> <td>351.05</td> <td>-0.3131</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>送風排水設備・共同運行機設備</td> <td>4.34</td> <td>40.425</td> <td>-0.1447</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備 (単独工事に適用)</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2963</td> <td>1.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 算定式  <math>Se = A \cdot P^b</math>      ただし、Se : 標準設計技術費率 (%)      P : 対象額 (円)      A・b : 変数値      (注) Seの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>21.78%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td><math>G_1 = -3.5981 \text{Log}(G_2) + 45.883</math>                      ただし、G<sub>1</sub>: 標準一般管理費等率 (%)                      G<sub>2</sub>: 対象額 (円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td>11.78%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G<sub>1</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	対象額 (円)	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分	A	b			水門設備 (小形水門設備除く)	3.32	23.889	-0.1217	1.89	ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96	揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07	ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07	トンネル換気設備、駐車機設備、送風用具降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23	対象額 (円)	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		工種区分	A	b			小形水門設備	3.68	350.05	-0.2963	1.24	除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52	ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78	トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72	車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21	消磁管設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88	送風排水設備・共同運行機設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54	鋼製付属設備 (単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2963	1.24	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	21.78%	500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(G_2) + 45.883$ ただし、G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率 (%) G <sub>2</sub> : 対象額 (円)	30億円を超えるもの	11.78%
対象額 (円)	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
水門設備 (小形水門設備除く)	3.32	23.889	-0.1217	1.89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
トンネル換気設備、駐車機設備、送風用具降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
対象額 (円)	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2963	1.24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
消磁管設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
送風排水設備・共同運行機設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鋼製付属設備 (単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2963	1.24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
500万円以下	21.78%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(G_2) + 45.883$ ただし、G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率 (%) G <sub>2</sub> : 対象額 (円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
30億円を超えるもの	11.78%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
対象額 (円)	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
水門設備 (小形水門設備除く)	3.32	23.889	-0.1217	1.89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
トンネル換気設備、駐車機設備、送風用具降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
対象額 (円)	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2963	1.24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
消磁管設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
送風排水設備・共同運行機設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鋼製付属設備 (単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2963	1.24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
500万円以下	21.78%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(G_2) + 45.883$ ただし、G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率 (%) G <sub>2</sub> : 対象額 (円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
30億円を超えるもの	11.78%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
対象額 (円)	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
水門設備 (小形水門設備除く)	3.32	23.889	-0.1217	1.89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
トンネル換気設備、駐車機設備、送風用具降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
対象額 (円)	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	適用 区別		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工種区分	A	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2963	1.24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
消磁管設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
送風排水設備・共同運行機設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鋼製付属設備 (単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2963	1.24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
500万円以下	21.78%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(G_2) + 45.883$ ただし、G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率 (%) G <sub>2</sub> : 対象額 (円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
30億円を超えるもの	11.78%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
IX-1-29		IX-1-29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
積算上の注意事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										